

議案第24号

守口市立幼保連携型認定こども園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例案

守口市立幼保連携型認定こども園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例を、次のように制定する。

平成29年2月21日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市立幼保連携型認定こども園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号。以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づき、守口市立幼保連携型認定こども園の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）に対する補償（以下「補償」という。）の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施機関)

第2条 補償は、市長が実施する。

(通知等)

第3条 市長は、学校医等の災害が公務上のものであるときは、補償を受けるべき者に対して、その者が法によって権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。

2 市長は、前項の規定による災害が公務上のものであるかどうかの認定をしようとするときは、守口市公務災害補償等認定委員会の意見を聴かななければならない。

(補償の範囲等)

第4条 補償の範囲、金額、支給方法その他補償に関し必要な事項は、この条例に定めるもののほか、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和32年政令第283号。以下「政令」という。）の規定の例により、政令に特別の規定がない場合については、非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年守口市条例第31号）の規定の例による。

(報告、出頭等)

第5条 市長は、補償の実施のため必要があると認めるときは、補償を受け若しくは受けようとする者又はその他の関係人に対して、報告させ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断若しくは検案を受けさせることができる。
(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。